

安城市アダプトプログラム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路、公園、河川等の公共施設（以下「公共施設」という。）の美化を促進するため、アダプトプログラム（市民が公共施設の里親となり、ボランティアで当該公共施設の美化を図る活動を行う制度をいう。以下同じ。）を実施し、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、市民と市が一体となったまちづくりを推進することを目的とする。

(申込みの手続)

第2条 アダプトプログラムに基づく美化活動（以下「美化活動」という。）を行おうとする団体（5人以上で構成されるものに限る。）は、自ら公共施設の美化活動を行う区域（以下「美化活動区域」という。）を定め、アダプト活動申込書兼さわやかマナーまちづくり活動団体登録申請書（様式第1）にアダプト活動計画書兼さわやかマナーまちづくり活動計画書（様式第2）を添えて市長に提出するものとする。

(合意書の締結等)

第3条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合において、その内容が適当であると認めるときは、当該申込みをした者と合意書（様式第3）を取り交わすものとする。

2 前項の規定により市長と合意書を取り交わした者（以下「美化活動者」という。）が、美化活動を取りやめる場合は、アダプト活動辞退届（様式第4）を市長に提出するものとする。

(美化活動者の役割)

第4条 美化活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 美化活動区域内の空き缶、吸い殻その他の散乱ごみの収集
- (2) 公共施設の美化に関する情報の提供
- (3) その他公共施設の美化を促進する上で必要な活動

(市の役割)

第5条 市長は、美化活動者に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 美化活動に必要な物品等の支給又は貸与
- (2) その他美化活動に必要な支援

2 市長は、美化活動者から希望があった場合は、美化活動区域に美化活動者の名

称を示す標示板を設置することができる。

(美化活動実施時の禁止事項等)

第6条 美化活動者は、美化活動を実施するに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為
- (2) 商行為、政治活動その他ボランティアとしてふさわしくない行為

2 美化活動者は、美化活動を実施するに当たっては、安全及び衛生の確保に努めなければならない。

(活動計画等)

第7条 美化活動者は、実施予定日等美化活動の実施に関する計画を定めるとともに、これをアダプト活動計画書兼さわやかマナーまちづくり活動計画書に記入し、当該活動をする前年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

2 美化活動者は、美化活動の状況について、アダプト活動報告書兼さわやかマナーまちづくり活動報告書(様式第5)により、当該活動をした年度の3月末日までに市長に報告しなければならない。

3 市長は、必要に応じ、美化活動の状況を調査することができる。

4 美化活動者は、美化活動を行うに当たり、交通事故等の事故が生じたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

5 市長は、必要に応じ、美化活動者に対して指導及び助言をすることができる。

(合意の解消)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、第3条第1項の規定による合意(以下「合意」という。)を解消することができる。

- (1) 第3条第2項の規定による届出があったとき。
- (2) 美化活動者が、第6条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 美化活動者又は美化活動の実情が、合意の内容と著しく異なると認められるとき。
- (4) 美化活動者が、前条第1項、第2項若しくは第4項の規定による報告を怠ったとき、又はこれらの報告が虚偽であったとき。
- (5) 美化活動者が、相当の期間美化活動を行っていないことが明らかなとき。
- (6) その他美化活動者としてふさわしくないと認められるとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第7条第1項の改正は、同年3月11日から施行する。